武田薬品 抱山会 会員の皆さまへ

自動継続方式

2018年度 団体傷害保険 のご案内

[団体総合生活補償保険(ＭＳ＆ＡＤ型)]

割引20%※適用！

※団体割引20%を適用しています。
（過去の損害率による割増引0%）

加入申込票提出締切日

5月23日（水）

ご家族そろってのご加入を
ご検討ください。

「傷害入金時一時金」「傷害家事代行費用」が自動セットされ 補償内容充実！

（詳細は４ページをご覧ください）

あんな時や・・

料理中にヤケドをした

車にはねられてケガをした

自転車で転んで
ケガをした

自転車で、通行人に
ケガをさせてしまった

風呂をあふれさせ、
階下の住人宅を水浸しにした

こんな時に備えて・・

どうしよう…？

ただいま「団体傷害保険」を募集中です！
万一のケガや賠償責任に備えて
是非ご加入ください！

保険期間：2018年6月20日午後4時から2019年6月20日午後4時まで

募集要領

- 保険料払込方法：2018年8月27日にご指定の金融機関より口座引落し
- 加入資格：お申込人となれる方は、抱山会会員に限ります。
  被保険者（補償の対象者）となれる方の範囲は5～8ページをご参照ください。
- 加入申込票のご提出先：同封の返信用封筒で取扱代理店の近江屋までご郵送ください。
- お申込み方法：19ページをご覧ください。

この保険は武田薬品工業株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。

「基本セット」～日本国内・海外を問わず補償～

主な補償内容 ／ ご案内するコース	「交通事故」と「交通乗用具の火災等」によるケガ		左記以外の日常生活のさまざまな事故によるケガ				
	自転車で転んでケガをした	車にはねられてケガをした	火事にあいケガをした	料理中にヤケドをした	スポーツ中にケガをした	階段から落ちてケガをした	地震による事故でケガをした
おすすめ！ 総合補償コース 天災危険補償特約付	○	○	○	○	○	○	○
交通傷害コース	○	○	－	－	－	－	－

★ご案内の保険はケガの保険ですので、病気での死亡・入院・通院は対象となりません。

抱山会　団体傷害保険　傷害保険金お支払い事例

あまり出かけないし
ケガの心配はないかも・・

家の中での事故：43%	家の外での事故：40%	交通事故：17%

平成29年1月～平成29年12月までに保険金を20万円以上お支払いした割合とその事例

いえいえ。おうちの中での事故って
意外と多いんですよ。

ご存知ですか？

入院はこんなに長期化!

70才以上の方のケガによる
平均入院日数は

48.6日

●厚生労働省「平成23年患者調査」退院患者における70才以上の方の平均在院日数（損傷（ケガ）によるもの）

70才以上の方に多い骨折!

全人口のうち、
70才以上の方は17%程度ですが、
骨折した患者数の47%が

70才以上の方です!

●総務省統計局「平成23年人口推計」
●厚生労働省「平成23年患者調査」

骨折した患者数の割合

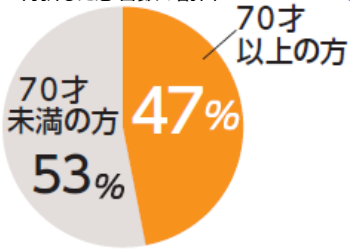

だからこそ「団体傷害保険」でもしものケガに備えることが大切です。

例えば、こんなときにお役に立ちます（日本国内・海外を問わず）

個人賠償責任オプション	
自転車で、通行人にケガをさせてしまった	風呂をあふれさせ、階下の住人宅を水浸しにした
※ ○	※ ○
※ ○	※ ○

※　オプションにご加入された場合のみ補償されます。

自転車に乗られる方には

「交通傷害コース（個人タイプ）」

総合補償コース（天災危険補償特約付）　＋　交通傷害コース

現在ご加入の総合補償コースの各タイプの基本セットとあわせてのご加入をおすすめします！！

（交通傷害コース（個人タイプ）は天災によるケガは補償されません。）

★「交通傷害コース」は「交通事故」と「交通乗用具の火災等」によるケガが補償の対象となります。上記以外の「日常生活におけるさまざまな事故によるケガ」は補償の対象となりませんので、ご注意ください。

自転車を取り巻く事故のリスクとその責任

自転車事故を起こすと
どのような事態が発生するのでしょうか？

自転車を取り巻く事故のリスク

●自分がケガをする

総合補償コース・交通傷害コースで補償

●財物を壊す（損害を与える）

個人賠償責任オプションで補償

●他人にケガをさせる

個人賠償責任オプションで補償

自転車事故で問われる責任

刑事上の責任	民事上の責任
相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」となります。	被害者に対する損害賠償の責任を負います。

※交通事故を起こした場合には、上記2つの責任のほか、被害者を見舞い、誠実に謝罪するという**「道義的な責任」**を果たすことが重要です。

出典：一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか？自転車の事故～安全な乗り方と事故への備え～」

ご存知ですか？　高額な賠償判決の事例

自転車事故であってもケースによっては
高額な賠償判決も！

自転車利用者必見！

実際に自転車の
高額賠償事故が起こっています！

誰にでも起こるそんなこと・・・
日常生活の中には　**危 険**　がいっぱい。

突然あなたも　加害者　に？

自転車で坂を下っている際に女性と衝突。
被害者は寝たきりの状態になった。

高額賠償判例

約9,500万円
（神戸地方裁判所
2013年7月4日判決　）

このような自転車事故での損害賠償に備えるために

「個人賠償責任オプション」へのご加入をおすすめします！

保険金額・保険料一覧表

詳しくは、5～8ページをご覧ください。

■基本セット

コース名		総合補償コース（天災危険補償特約付）			交通傷害コース※1
タイプ名		個人タイプ	夫婦タイプ	家族タイプ	個人タイプ
被保険者（補償の対象者）		本人	本人・配偶者共通	本人・配偶者・親族共通	本人
セット名		S	P	F	K
1口あたり	傷害死亡・後遺障害保険金額	200万円	200万円	200万円	200万円
	傷害入院保険金日額	2,800円	4,000円	2,700円	3,000円
	傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合　：傷害入院保険金日額×5			
	傷害通院保険金日額	2,300円	2,800円	2,000円	2,000円
	傷害入院時一時保険金額	10,000円	－	10,000円	20,000円
傷害家事代行費用保険金額※2		－	8,000円	－	－
年額保険料（1口）		**9,800円**	**24,160円**	**34,630円**	**3,410円**
年額保険料（2口）		**19,600円**	**47,470円**	**69,260円**	**6,820円**
加入限度口数		2口			

※1 「交通傷害コース」は、「交通事故」と「交通乗用具の火災等」によるケガが補償の対象となります。
上記以外の「日常生活におけるさまざまな事故によるケガ」は、補償の対象となりませんので、ご注意ください。
※2 Ｐセットに２口ご加入の場合、「傷害家事代行費用」につきましては、２倍にはならず保険金額は一律8,000円です。

■個人賠償責任オプション （オプションのみのご加入はできません。）

日本国内の事故のみ示談交渉サービス付

セット名	総合補償コース		交通傷害コースにご加入の場合
	個人タイプにご加入の場合	夫婦タイプ・家族タイプにご加入の場合	
	L2	L1	L3
個人賠償責任保険金額	1億円		
年額保険料	**880円**		
加入限度口数	1口		

個人賠償責任オプションにご加入される場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

「個人賠償責任オプション」おすすめのポイント

1 基本セットのタイプに関わらず、**ご加入されたご本人のご家族全員が被保険者（補償の対象者）**となります。

被保険者（補償の対象者）の範囲	① 被保険者本人 ② 被保険者本人の配偶者 ③ 被保険者本人またはその配偶者と同居の、被保険者本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族 ④ 被保険者本人またはその配偶者と別居の、被保険者本人またはその配偶者の未婚の子 ⑤ ①から④までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（＊）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

（＊）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
（注）同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

2 **日本国内において被保険者に法律上の賠償責任が発生した場合**は、被保険者のお申し出により、**引受保険会社は被保険者のために示談交渉をお引受け**します。
※示談交渉サービスをご利用いただくためには所定の条件があります。詳細は、「保険の概要」（11ページ）をご覧ください。

2017年度より各基本セットの

補償内容が充実しました！

重要

各基本セットに下記の特約が
自動セット（追加）されています。

1 傷害入院時一時金（自動セット※）

＜自動セット（追加）される基本セット＞

総合補償コース　天災危険補償特約付

個人タイプ：Sセット　家族タイプ：Fセット

交通傷害コース

個人タイプ：Kセット

★ケガで5日以上入院された場合★

傷害入院時一時保険金額の
全額をお支払いします（注1）！

（注1）保険金の支払いは、1事故に基づく傷害入院につき、1回を限度とします。

例えば、こんな時にお役に立ちます

ようやく退院だけど…

家族の都合が悪くタクシーで帰る
ことになって、思わぬ出費

傷害入院時一時金を
退院時のタクシー代に
充てることができた！

2 傷害家事代行費用（自動セット※）

＜自動セット（追加）される基本セット＞

総合補償コース　天災危険補償特約付

夫婦タイプ：Pセット

★配偶者（注2）がケガにより入院され、

家事を代行するために要した費用をお支払いします。

●以下のいずれかに該当する費用をお支払いします。ただし1日8,000円（免責金額：5,000円）を限度とし、実際に負担された費用となります。

①ホームヘルパー（注3）雇用費用　④託児所・保育園等の費用
②清掃代行サービス業者利用費用　⑤クリーニング費用（配送費も含みます。）
③ベビーシッター雇用費用

（注2）配偶者家事代行費用等補償特約がセットされているため、加入申込票に「被保険者本人」として記名された方の配偶者のことをいいます。配偶者がケガにより入院され、家事従事者（入院対象者の家庭において、炊事・掃除・洗濯等の家事を行っている方）が家事に従事できなくなったことにより、その家事を代行するために要した費用を「被保険者本人」にお支払いします。
（注3）炊事、掃除、洗濯等の世話を有償で行うことを職業とする者をいいます。

保険金支払例

ケガで配偶者が5日間入院し、ホームヘルパー（１時間2,500円で１日３時間・・・１日当たり7,500円）を5日間雇い入れた。

雇い入れに要した費用		免責金額		
7,500円×5日間	－	5,000円	＝	32,500円 のお支払い

例えば、こんな時にお役に立ちます

妻が入院して家事まで
手が回らないなぁ

ホームヘルパーを雇ったけど
費用が心配だな…

傷害家事代行費用で
ホームヘルパーの費用が
補償されて助かった！

※各基本セットに自動セット（追加）されます。各特約の詳細は、保険の概要（11ページ）をご覧ください。

総合補償コース（個人タイプ）

天災危険補償
特約付

おすすめします！

●お申込人となれる方は抱山会会員の方に限ります。

基本セットの被保険者（補償の対象者）の範囲

●被保険者（補償の対象者）となれる方
抱山会会員およびその家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）

●被保険者（補償の対象者）の範囲
加入申込票に記名された方１名が被保険者（補償の対象者）となります。

例）

右記のような構成のご家族の場合、被保険者となれる方は

太線 ━━━ で囲んだ範囲となります。

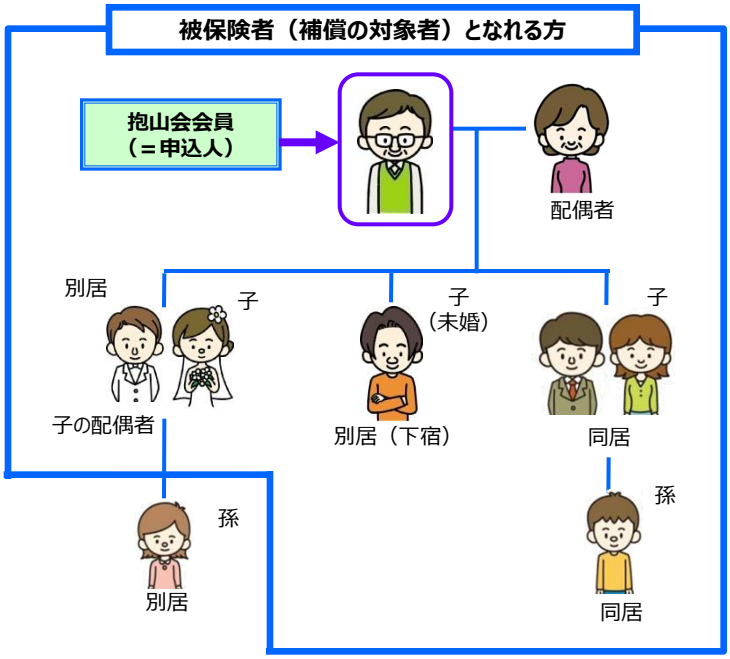

個人賠償責任オプションの被保険者（補償の対象者）の範囲

●「個人賠償責任オプション」おすすめのポイント（3ページ）をご参照ください。

保険金額と保険料

■基本セット

（1口あたり）

セット名		S
1口あたり	傷害死亡・後遺障害保険金額	200万円
	傷害入院保険金日額	2,800円
	傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額×５
	傷害通院保険金日額	2,300円
	傷害入院時一時保険金額	10,000円
年額保険料		**9,800円**
加入限度口数		2口

ご加入にあたって

被保険者お一人について、複数の基本セットにご加入を希望される場合は、全セット合算で以下の通りとなるようにご加入ください。
・傷害入院保険金日額　30,000円
・傷害通院保険金日額　10,000円
15才未満の方の場合は、以下の通りです。
・傷害入院保険金日額　15,000円
・傷害通院保険金日額　10,000円

●天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金をお支払いします。

●傷害後遺障害等級第１～７級限定補償特約がセットされており、後遺障害等級第１～１４級のうち第１～７級に掲げる保険金支払割合（１００％～４２％）を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

■個人賠償責任オプション

日本国内の事故のみ示談交渉サービス付

セット名	L2
個人賠償責任保険金額	1億円
年額保険料	**880円**
加入限度口数	1口

ご加入にあたって

●日常生活で他人の身体や財物に損害を与えて、法律上の賠償責任を負った場合の損害を補償します。

●オプションのみのご加入はできません。

●基本セットの加入口数に関係なく、加入限度口数は1口です。

総合補償コース（夫婦タイプ）

天災危険補償
特約付

●お申込人となれる方は抱山会会員の方に限ります。

基本セットの被保険者（補償の対象者）の範囲

●被保険者（補償の対象者）本人となれる方：抱山会会員およびその配偶者、子供、両親、兄弟姉妹

●被保険者（補償の対象者）の範囲：
加入申込票に「被保険者本人」として記名された方に加え、保険金支払事由発生時において次の関係の方が自動的に被保険者（補償の対象者）となります。

① 被保険者本人の配偶者

例1）
抱山会会員が被保険者本人となる場合、
申込人 が、被保険者本人欄に の氏名を記名すると
「補償対象①」のご夫婦が補償の対象となります。

例2）
被保険者本人となれる方のうち、 が本人となる場合、
申込人 が、被保険者本人欄に の氏名を記名すると
「補償対象②」のご夫婦が補償の対象となります。

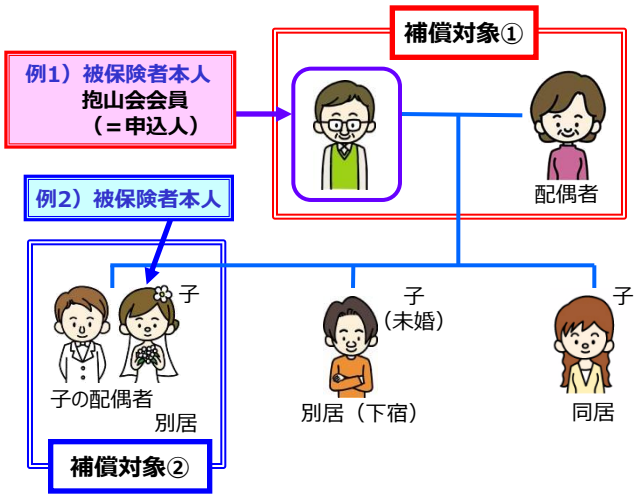

個人賠償責任オプションの被保険者（補償の対象者）の範囲

●「個人賠償責任オプション」おすすめのポイント（3ページ）をご参照ください。

保険金額と保険料

■基本セット

セット名			P
本人・配偶者 共通	1口あたり	傷害死亡・後遺障害保険金額	200万円
		傷害入院保険金日額	4,000円
		傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額×５
		傷害通院保険金日額	2,800円
	傷害家事代行費用保険金額※（免責金額：5,000円）		8,000円
年額保険料（1口）			**24,160円**
年額保険料（2口）			**47,470円**
加入限度口数			2口

ご加入にあたって

被保険者お一人について、複数の基本セットにご加入を希望される場合は、全セット合算で以下の通りとなるようにご加入ください。
・傷害入院保険金日額　30,000円
・傷害通院保険金日額　10,000円
15才未満の方の場合は、以下の通りです。
・傷害入院保険金日額　15,000円
・傷害通院保険金日額　10,000円

※Ｐセットに２口ご加入の場合、「傷害家事代行費用」につきましては、２倍にならず保険金額は一律8,000円です。

●天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金をお支払いします。
●傷害後遺障害等級第１～７級限定補償特約がセットされており、後遺障害等級第１～１４級のうち第１～７級に掲げる保険金支払割合（１００％～４２％）を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

■個人賠償責任オプション

日本国内の事故のみ示談交渉サービス付

セット名	L1
個人賠償責任保険金額	1億円
年額保険料	**880円**
加入限度口数	1口

ご加入にあたって

●日常生活で他人の身体や財物に損害を与えて、法律上の賠償責任を負った場合の損害を補償します。
●オプションのみのご加入はできません。
●基本セットの加入口数に関係なく、加入限度口数は1口です。

総合補償コース（家族タイプ）

天災危険補償
特約付

●お申込人となれる方は抱山会会員の方に限ります。

基本セットの被保険者（補償の対象者）の範囲

●被保険者（補償の対象者）本人となれる方：抱山会会員およびその配偶者、子供、両親、兄弟姉妹

●被保険者（補償の対象者）の範囲：
加入申込票に「被保険者本人」として記名された方に加え、保険金支払事由発生時において次の関係の方が自動的に被保険者（補償の対象者）となります。

① 被保険者本人の配偶者
② 被保険者本人またはその配偶者と同居の、被保険者本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
③ 被保険者本人またはその配偶者と別居の、被保険者本人またはその配偶者の未婚の子

例1）
抱山会員が記名被保険者本人となる場合、
申込人 が、被保険者本人欄に の氏名を記名すると
「補償対象①」のご家族が補償の対象となります。

例2）
被保険者本人となれる方のうち、 が本人となる場合、
申込人 が、被保険者本人欄に の氏名を記名すると
「補償対象②」のご家族が補償の対象となります。

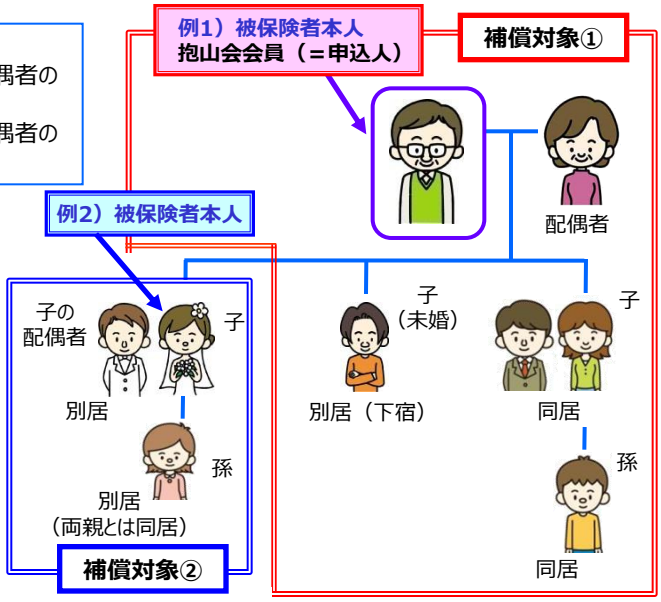

個人賠償責任オプションの被保険者（補償の対象者）の範囲

●「個人賠償責任オプション」おすすめのポイント（3ページ）をご参照ください。

保険金額と保険料

■基本セット

（1口あたり）

セット名			F
本人・配偶者・親族 共通	1口あたり	傷害死亡・後遺障害保険金額	200万円
		傷害入院保険金日額	2,700円
		傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額×５
		傷害通院保険金日額	2,000円
		傷害入院時一時保険金額	10,000円
年額保険料			**34,630円**
加入限度口数			2口

ご加入にあたって

被保険者お一人について、複数の基本セットにご加入を希望される場合は、全セット合算で以下の通りとなるようにご加入ください。
・傷害入院保険金日額　30,000円
・傷害通院保険金日額　10,000円
15才未満の方の場合は、以下の通りです。
・傷害入院保険金日額　15,000円
・傷害通院保険金日額　10,000円

●天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金をお支払いします。
●傷害後遺障害等級第１～７級限定補償特約がセットされており、後遺障害等級第１～１４級のうち第１～７級に掲げる保険金支払割合（１００％～４２％）を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

■個人賠償責任オプション

日本国内の事故のみ示談交渉サービス付

セット名	L1
個人賠償責任保険金額	1億円
年額保険料	**880円**
加入限度口数	1口

ご加入にあたって

●日常生活で他人の身体や財物に損害を与えて、法律上の賠償責任を負った場合の損害を補償します。
●オプションのみのご加入はできません。
●基本セットの加入口数に関係なく、加入限度口数は1口です。

交通傷害コース（個人タイプ）

●お申込人となれる方は抱山会会員の方に限ります。

基本セットの被保険者（補償の対象者）の範囲

●被保険者（補償の対象者）となれる方
抱山会会員およびその家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）

●被保険者（補償の対象者）の範囲
加入申込票に記名された方１名が被保険者（補償の対象者）となります。

例）

右記のような構成のご家族の場合、被保険者となれる方は

太線 ━━ で囲んだ範囲となります。

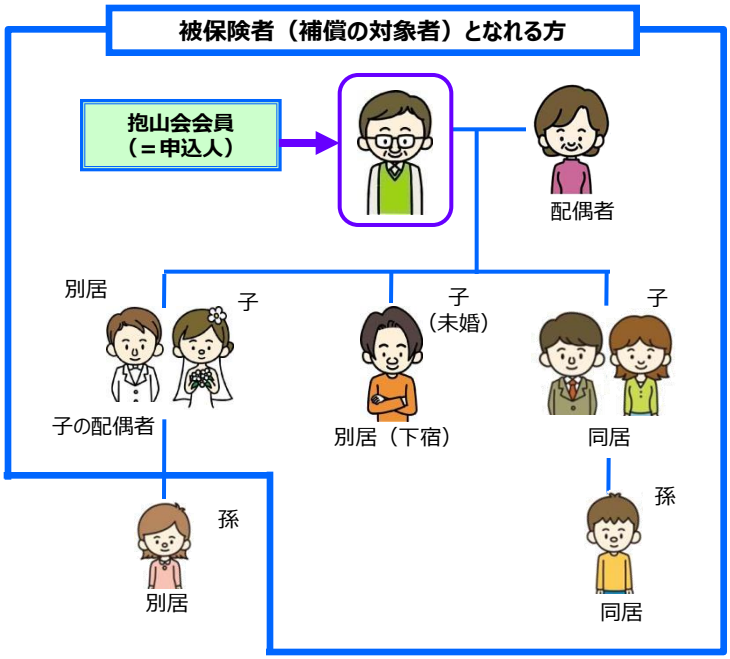

個人賠償責任オプションの被保険者（補償の対象者）の範囲

●「個人賠償責任オプション」おすすめのポイント（3ページ）をご参照ください。

保険金額と保険料

■基本セット

（1口あたり）

セット名		K
1口あたり	傷害死亡・後遺障害保険金額	200万円
	傷害入院保険金日額	3,000円
	傷害手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額×５
	傷害通院保険金日額	2,000円
	傷害入院時一時保険金額	20,000円
年額保険料		**3,410円**
加入限度口数		2口

ご加入にあたって

●交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、「交通事故」と「交通乗用具の火災等」によるケガのみ補償の対象となります。

●被保険者お一人について、複数の基本セットにご加入を希望される場合は、全セット合算で以下の通りとなるようにご加入ください。
・傷害入院保険金日額　30,000円
・傷害通院保険金日額　10,000円
15才未満の方の場合は、以下の通りです。
・傷害入院保険金日額　15,000円
・傷害通院保険金日額　10,000円

●傷害後遺障害等級第１～７級限定補償特約がセットされており、後遺障害等級第１～１４級のうち第１～７級に掲げる保険金支払割合（１００％～４２％）を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

■個人賠償責任オプション

日本国内の事故のみ示談交渉サービス付

セット名	L3
個人賠償責任保険金額	1億円
年額保険料	**880円**
加入限度口数	1口

ご加入にあたって

●日常生活で他人の身体や財物に損害を与えて、法律上の賠償責任を負った場合の損害を補償します。

●オプションのみのご加入はできません。

●基本セットの加入口数に関係なく、加入限度口数は1口です。

このコースは、「交通事故」と「交通乗用具の火災等」によるケガのみ補償の対象となります。
上記以外の日常生活におけるさまざまな事故によるケガは補償の対象となりませんので、ご注意ください。

ご相談無料

生活サポートサービス

ご加入特典!!

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険など*にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。
＊詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療

年中無休24時間対応

■健康・医療相談
日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。
また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談（一部予約制）がご利用いただけます。

■医療機関総合情報提供
地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの詳細情報をご提供します。

■診断サポートサービス
（各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス）
全国の提携機関をご紹介します。（一部割引有）
また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供
「三大疾病（ガン、心疾患、脳血管疾患）」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。
＊セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■女性医師情報提供、女性医師相談
女性医師情報をご提供（産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応）する女性専用のサービスです。
また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師（一部予約制）が対応します。

介　護

年中無休24時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

■介護に関する情報提供
老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談
介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談
公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

■認知症に関する情報提供と悩み相談
社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。

暮らしの相談

平日14:00～17:00

■暮らしのトラブル相談（法律相談）
個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。
弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談
個人の日常生活上の税務相談にお応えします。
税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・紹介サービス

平日10:00～17:00

■子育て相談（12才以下）
妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供
冠婚葬祭についてのご質問
ボランティア情報

■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介
- 緊急通報サービス
- ベビーシッター
- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。
URL: http://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/index.html

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証の案内などをご覧ください。

＊平日とは、土・日・祝日・年末・年始を除いた月～金をいいます。
＊お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
＊本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
＊本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保険の概要（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

※印を付した用語については、12～13ページ記載の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 （注)Kセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ（「総合補償コース」には天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって生じた肺炎 ●12ページ記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●12ページ記載の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 <交通事故危険のみ補償特約をセットする場合（「交通傷害コース」の場合）> 《上記に追加される事由》 ●交通乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など 《上記から除外される事由》 ●12ページ記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●12ページ記載の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約 ★傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合 （注)Kセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	後遺障害※の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～42%をお支払いします。 （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。） （注)Kセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	［傷害入院保険金日額］×［傷害入院の日数］をお支払いします。 （注1）傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※（1,095日）が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（180日）に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 （注２）傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※（1,095日）中に手術※を受けられた場合 （注)Kセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	１回の手術※について、次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 …［傷害入院保険金日額］×10 ② ①以外の手術の場合 …［傷害入院保険金日額］×5 （注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
傷害通院保険金	傷害通院保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） （注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。 （注）Kセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	［傷害通院保険金日額］×［傷害通院の日数］をお支払いします。 （注1）傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※（180日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・１事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※（90日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中に通院※された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 （注3）傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

※印を付した用語については、12 ～13ページ記載の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害入院時一時保険金 ★傷害入院時一時保険金補償特約 （S、F、Kセットのみ）	「傷害入院」の状態が、免責期間※（4日）を超えて継続した場合	傷害入院時一時保険金額の全額をお支払いします。（1事故に基づく傷害入院につき1回を限度とします。） （注）傷害入院時一時保険金をお支払いする傷害入院の期間中にさらに傷害入院時一時保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院時一時保険金を重ねてはお支払いしません。	10ページ記載の「傷害保険金」の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ
（傷害）家事代行費用保険金 ★傷害による家事代行費用等補償特約 ★配偶者家事代行費用等補償特約 （Pセットのみ）	傷害入院保険金が支払われる場合において、家事従事者（＊1）が家事に従事できなくなったことにより、その家事従事者の行うべき家事を代行するために入院対象者※または入院対象者と生計を共にする親族※が次の費用（＊3）を負担したとき。 1）ホームヘルパー※雇入費用 2）清掃代行サービス業者※利用費用 3）ベビーシッター※雇入費用 4）託児所・保育園等の費用（＊4） 5）クリーニング費用（配送費も含みます。） （＊1）入院対象者または入院対象者と生計を共にする親族のうち、入院対象者の家庭（＊2）において、炊事、掃除、洗濯等の家事を行っている方をいいます。 （＊2）単身で生活する方または親族以外と共同で生活する方が入院対象者となる場合には、入院対象者が生活する場所を入院対象者の家庭とみなして取り扱います。 （＊3）入院対象者の親族に対して支払う費用は含みません。 （＊4）入院※の期間中、託児所、保育園等の子供の保育を目的とした有料の施設に子供を預けるために必要な費用をいいます。	傷害入院保険金をお支払いする期間中に被保険者が負担した代行費用の額から免責金額※（1回の事故につき5,000円）を差し引いた額をお支払いします。 （注1）保険金のお支払額は、1回の事故につき、［支払限度基礎日額］×［代行費用を負担した総日数（傷害入院保険金をお支払いする日数または180日のいずれか短い日数を限度とします。）］が限度となります。 （注2）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、入院対象者※または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ●入浴中の溺水※（ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって生じた場合を除きます。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって生じた肺炎 ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●12ページ記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●12ページ記載の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ など
個人賠償責任保険金 ★個人賠償責任危険補償特約 （オプション）	保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ① 本人の居住の用に供される住宅（＊）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 （＊）敷地内の動産および不動産を含みます。 （注）被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決による遅延損害金を含みます。）および訴訟費用（＊）等をお支払いします。 （＊）引受保険会社の書面による同意が必要となります。 （注1）法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。 （注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 （注3）日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 （注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業
補償対象外となる運動等 山岳登はん（＊1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（＊2）操縦（＊3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（＊4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 （＊1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。 （＊2）グライダーおよび飛行船を除きます。 （＊3）職務として操縦する場合を除きます。 （＊4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。
補償対象外となる職業 オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約（S・P・Fセット）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金および傷害入院時一時保険金をお支払いします。
傷害後遺障害等級第１～７級限定補償特約（S・P・F・Kセット）	後遺障害等級第１～１４級のうち第１～７級に掲げる保険金支払割合（１００％～４２％）を適用すべき後遺障害※が生じた場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第１～７級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。
家族型への変更に関する特約（Ｆセット）	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者（補償の対象者）の範囲」に記載のとおり変更します。
夫婦型への変更に関する特約（Pセット）	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者（補償の対象者）の範囲」に記載のとおり変更します。

用語のご説明
●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
●「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
●「競技等」とは、競技、競争、興行（＊）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 試運転に訓練（自動車等※の運転資格を取得するための訓練を除きます。）を含む特約　・交通事故危険のみ補償特約 （＊）いずれもそのための練習を含みます。
●「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（＊）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒　②ウイルス性食中毒 （＊）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。 ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。 ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
●「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものを除きます。
●「交通事故」とは、次の事故をいいます。 ①運行中の交通乗用具※との衝突、接触等（＊） ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等（＊） ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は対象になりません。） ④乗客として交通乗用具の改札口を入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故 ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故（＊）（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。） ⑥交通乗用具の火災 （＊）立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
●「交通乗用具」とは、電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。
●「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
●「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、傷害入院保険金、傷害通院保険金について、加入者証等記載の期間または日数とします。
●「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、傷害入院保険金、傷害通院保険金について、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

（次ページへ続く）

用語の説明
●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（＊1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療※に該当する診療行為（＊2） （＊1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 （＊2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
●「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
●「清掃代行サービス業者」とは、家庭の掃除を行うことを事業とする者をいいます。
●「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
●「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません
●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
●「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
●配偶者家事代行費用等補償特約がセットされているため、「入院対象者」とは、加入者証等記載の本人欄に記載された方の配偶者※をいいます。
●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。
●「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
●「ベビーシッター」とは、子守等の子供の世話を行うことを職業とする者をいいます。
●「ホームヘルパー」とは、炊事・掃除・洗濯等の世話を行うことを職業とする者をいいます。
●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
●「免責期間」とは、支払いの対象とならない期間をいい、傷害入院時一時保険金について、加入者証等記載の期間または日数をいいます。
●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ご注意いただきたいこと

●この保険は武田薬品工業株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。

●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

●本団体保険制度は抱山会（武田薬品工業株式会社　OB会）会員に対する福利厚生制度の一環として団体割引と過去の損害率による割増引を適用しております。そのために、高頻度の事故、保険金の支払いが発生した場合は、加入口数の制限、またはご加入をお断りする場合があります。

＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

＜保険金支払いの履行期＞

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（＊1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（＊2）を終えて保険金をお支払いします。（＊3）

（＊1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（＊2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（＊3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

（次ページへ続く）

＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

●被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

・引受保険会社所定の保険金請求書
・引受保険会社所定の同意書
・事故原因・損害状況に関する資料
・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）　等）
・引受保険会社所定の診断書
・診療状況申告書
・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
・死亡診断書
・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した、個人賠償責任危険補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任危険補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●＜代理請求人について＞

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊）」
② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者（＊）」または「上記②以外の3親等内の親族」
（＊）法律上の配偶者に限ります。

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

●＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【傷害保険金、傷害入院時一時保険金】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の保険金】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
●取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1．商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

			被保険者の範囲（○：被保険者の対象　－：被保険者の対象外）		
			本人（＊2）	配偶者	その他親族（＊3）
総合補償コース	個人タイプ	交通事故によるケガ	○	－	－
		上記以外のケガ	○	－	－
	夫婦タイプ（＊1）	交通事故によるケガ	○	○	－
		上記以外のケガ	○	○	－
	家族タイプ（＊1）	交通事故によるケガ	○	○	○
		上記以外のケガ	○	○	○
交通傷害コース	個人タイプ	交通事故によるケガ	○	－	－
		上記以外のケガ	－	－	－

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
個人賠償責任危険補償特約	(a)本人(＊2) (b)本人(＊2)の配偶者 (c)同居の親族（本人(＊2)またはその配偶者と同居の、本人(＊2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d)別居の未婚の子（本人(＊2)またはその配偶者と別居の、本人(＊2)またはその配偶者の未婚の子） (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(＊4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
傷害による家事代行費用等補償特約（配偶者家事代行費用等補償特約）	(a)本人（＊2）の配偶者（＊5） (b)本人の配偶者（＊5）と生計を共にする親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族）

（＊1)家族タイプには「家族型への変更に関する特約」が、夫婦タイプには「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。
（＊2)加入申込票の被保険者欄記載の方（家族タイプまたは夫婦タイプの場合においては被保険者ご本人）をいいます。
（＊3)家族タイプの場合は次のいずれかの方をいいます。
・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
（＊4)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
（＊5)夫婦タイプには配偶者家事代行費用等補償特約がセットされているため、加入申込票の被保険者欄記載の方の配偶者をいいます。
(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

（2）補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険の概要」（10～13ページ）のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

「保険の概要」（10～13ページ）をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「保険の概要」（10～13ページ）をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

（3）セットできる主な特約およびその概要

「保険の概要」（10～13ページ）をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

（4）保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

（5）引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、「保険金額と保険料」（3ページおよび5～8ページ）の保険金額欄および普通保険約款・特約等にてご確認ください。
・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2．保険料

保険料は保険金額等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3．保険料の払込方法について

「保険料払込方法」（表紙）をご参照ください。

4．満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5．解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7．解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
●申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
●取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1．ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は武田薬品工業株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2．告知義務等

（1）ご加入時における注意事項（告知義務－加入申込票の記入上の注意事項）

被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。

他の保険契約等(*)に関する情報

(＊)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

（2）その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。

(＊)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 （注）傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

① この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
② 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤ ②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

（注）「総合補償コース」の家族タイプまたは夫婦タイプにおいては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のａ.またはｂ.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはｂ.によるものとします。
ａ．家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
ｂ．この保険契約(*)を解約すること

（＊）保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■特約の補償重複

次表の特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

（注）1契約のみに特約をセットした場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
団体総合生活補償保険（MS&AD型） 個人賠償責任危険補償特約	**自動車保険** 日常生活賠償特約

3．補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、「保険料払込方法」（表紙）記載の方法により払込みください。「保険料払込方法」（表紙）記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4．保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

（1）保険金をお支払いしない主な場合

「保険の概要」（10～13ページ）をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

（2）重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5．保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、「保険料払込方法」（表紙）記載の方法により払込みください。「保険料払込方法」（表紙）記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6．失効について

ご加入後に、被保険者（「総合補償コース」の家族タイプ、夫婦タイプにおいては被保険者全員）が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

（次ページへ続く）

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退（解約）される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

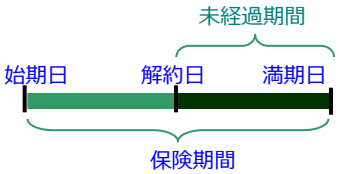

・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご注意いただきたいこと」（13～14ページ）をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「個人情報の取扱いについて」（下記）をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】

株式会社近江屋
本社（大阪）　TEL：0120-61-0038（無料）
東京支店　　TEL：0120-47-0038（無料）

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277（無料）
受付時間：平　　日　9：00～20：00
土日・祝日　9：00～17：00
（年末・年始は休業させていただきます。）

万一、ケガをされた場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189（無料）
事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会　そんぽADRセンター
0570-022-808〔ナビダイヤル（有料）〕
受付時間：平日　9：15～17：00
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（http://www.sonpo.or.jp/）

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
　損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
② 提携先等の商品・サービスのご案内の例
　自動車購入・車検の斡旋
　上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について
　引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について
　引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（http://www.ms-ins.com）または引受保険会社のホームページをご覧ください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。
お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。**万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。） 保険金額（ご契約金額） 保険期間（保険のご契約期間） 保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。
・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？ 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。 ＊ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？ ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？ ＊ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。
② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。
◆『「総合補償コース」の家族タイプ、夫婦タイプをお申込みの場合のみ』ご確認ください。 被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。
・この保険制度に新規加入される場合
・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
・既にご加入されているがご継続されない場合

お申込み方法

前年からご加入されている方（既加入者）で、ご加入内容に変更のない場合は、「加入申込票」のご提出は不要です。（自動継続方式）

＜自動継続の取扱いについて＞
前年からご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

新しくご加入の方

加入申込票の「新規に加入する」に○印をし、必要事項をご記入・ご署名のうえ、加入申込票提出締切日までに近江屋にご返送ください。

ご加入内容の変更 、被保険者の追加・削除をご希望の方

加入申込票の「内容を変更する」に○印をし、変更後の全内容をご記入・ご署名のうえ、加入申込票提出締切日までに近江屋にご返送ください。

ご継続されない方

加入申込票の「継続加入しない」に○印をし、ご署名のうえ、加入申込票提出締切日までに近江屋にご返送ください。

中途加入・中途脱退のお手続きについて

期中で中途加入、被保険者追加、セット追加をご希望の方

近江屋にて毎月10日までに加入申込票を受付した場合、受付月の20日が変更日（補償開始日※）となります。
毎月10日以降の受付は受付月の翌月20日が変更日（補償開始日※）となります。
※なお、補償終期日は、本保険契約の満期日（2019年6月20日午後４時）になります。

期中で中途脱退、被保険者削除、セット削除をご希望の方

お申出日以降のご希望の日を変更日（脱退・削除日）とすることができます。

万一、事故にあわれたら

事故報告	→	保険金請求	→	保険金受領
事故にあわれたら、**30日以内に近江屋にご連絡**ください。		近江屋よりお届けします**「保険金請求書」**により**ご請求**ください。		指定口座に保険金が振り込まれます。

お願い	**どのような事故でも、すみやかに事故の状況を必ず近江屋までご連絡ください。事故後30日以内に連絡がない場合は、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。** 交通事故の場合・・・直ちに警察署・駅長室等に届出て、後日事故の証明が受けられるようにしておいてください。もし、それができない場合は、近江屋にご相談ください。 賠償事故の場合・・・賠償額のご決定（示談内容）にあたっては、引受保険会社の承認が必要となります。また、他人の財物を損壊させ修理もしくは買い替えする場合は損傷部分の写真が必要となります。事前に必ず近江屋にご連絡ください。

《ご連絡・お問い合わせ先》

＜取扱代理店＞ **株式会社近江屋** **フリーダイヤル：0120-61-0038 担当：秋吉**
e-mail：oumiya@takeda.co.jp
web ：http://www.oumiyaltd.com/
本　　社 〒541-0045 大阪市中央区道修町2-3-8 武田北浜ビル5階
TEL：0120-61-0038 FAX：06-6204-2376
東京支店 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-12-7 武田新江戸橋ビル
TEL：0120-47-0038 FAX：03-3273-2963
＜引受保険会社＞ 三井住友海上火災保険株式会社（幹事会社）
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社・東京海上日動火災保険株式会社

●この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は上記のとおりです。なお、それぞれの会社の引受割合は決定次第ご案内します。

A17-201257 使用期限：2019/6/20